

○甲府市水道事業給水条例-抜粋

平成9年12月24日

条例第67号

第3章の2 貯水槽水道

(管理者の責務)

第21条の2 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導及び助言を行うことができる。（平15条例15）

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。（平15条例15）

(設置者の責務)

第21条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、当該簡易専用水道を管理しなければならない。（平15条例15）

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者の定めるところにより、当該貯水槽水道の管理に努めなければならない。（平15条例15）

○甲府市水道事業給水条例施行規程-抜粋

平成10年2月4日

管理規程第1号

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理)

第17条の2 条例第21条の3第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理は、次に定めるところによるものとする。（平17管理規程1、令元管理規程11・改）

- (1) 水槽の清掃を毎年1回以上定期に行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上覧に掲げる事項のうち、必要なものについて検査を行うこと。
- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。